

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【資料1】

令和3年度指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業者等実施指導結果（資料：県社会福祉課）

指定障害福祉サービス事業者等については、鹿児島県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領に基づき平成19年度から実地指導を行っているが、平成24年度から障害児を対象とした事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化され、「障害児通所支援」に再編されたことから、指定障害児通所支援事業者については、鹿児島県指定障害児通所支援事業者指導・監査実施要領に基づき実地指導を行っている。指定障害児入所施設等については、鹿児島県指定障害児入所施設等監査実施要領に基づき、平成27年度から一般監査を行っている。

また、毎年度、指定障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導を行っている。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、集団指導、実地指導（又は一般監査）は、運営等に重大な問題を有する場合や情報提供等により必要と認められる場合を除き、当面の間、施設内での実地指導の実施は控えることとした。

1 指定障害福祉サービス事業者等の集団指導の結果概要

毎年度、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の全事業所・施設を対象に、サービス提供等の留意事項、サービス等に要する費用の請求の内容、制度改正内容及び前年度の実地指導結果の概要などについて、講習等の方法により行っているが、令和3年度は、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実施しないこととし、県ホームページに集団指導代替資料を掲載した。

2 指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査結果の概要

実地指導は、1,273事業所・施設を対象に、412事業所等について行い（実施率32.4%）、そのうち79事業所等に対して延べ142件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「運営に関する事項」が全体の67.6%を占めているが、その内訳をみると、「非常災害対策（34件）」、「内容及び手続の説明及び同意（10件）」の2つの事項が多かった。

また、「介護（訓練等）給付費の算定及び取扱い」に関しては、26件の指摘があり、算定誤り等により20事業所等に返還を指示した。

監査については、訓練等給付費の不正受領等の疑いにより、1事業所に対して実施した。

3 指定障害児通所支援事業者の指導・監査結果の概要

実地指導は、385 事業所を対象に、127 事業所について行い(実施率 33.0%)、そのうち 22 事業所等に対して延べ 29 件の指摘を行っており、令和 2 年度は指摘事項はなかったことから、増加している。

指摘件数うち、「運営に関する基準」が全体の 68.9%占めているが、その内訳をみると「非常災害対策(7 件)」、「契約支給量の報告等(6 件)」、「運営規程(4 件)」等が多かった。

また、「障害児通所給付費の算定及び取り扱い」に関しては、8 件の指摘があり、算定誤り等により 3 事業所等に返還を指示した。

監査については、職員の給付費の不正受領等の疑いにより、1 事業所に対して実施した。

4 指定障害児入所施設等の指導・監査結果の概要

一般監査は、10 施設を対象に、3 事業所等について行った(実施率 30.0%、指摘事項及び返還を指示した施設なし。)

5 実地指導状況

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、集団指導は実施を見送った。（県ホームページに集団指導代替資料を掲載した。）

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

事業種別	対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1 居宅介護事業所	160		[46] (1) 47	[7] - 7	10
2 重度訪問介護事業所	158		[45] (1) 46	[5] - 5	6
3 同行援護事業所	51		[15] - 15	- - -	-
4 行動援護事業所	17		[2] - 2	- - -	-
5 重度障害者等包括支援事業所	0		- - 0	- - -	-
6 自立生活援助事業所	4		[2] - 2	- - -	-
7 療養介護事業所	3		[1] (1) 2	- - -	-
8 生活介護事業所	140		[45] (5) 51	[11] (1) 12	22
9 短期入所事業所	106		[27] (2) 30	[3] - 3	3
10 障害者支援施設	58		[17] (3) 21	[3] - 3	4
11 共同生活援助事業所 (介護サービス包括型)	76		[28] (4) 32	[9] - 9	16
12 共同生活援助事業所 (日中サービス支援型)	4		[1] - 1	- - -	-
13 共同生活援助事業所 (外部サービス利用型)	49		[12] - 15	[1] - 2	2
14 自立訓練（機能訓練）事業所	10		- - 0	- - -	-

各欄上段に、集合実施指導は〔 〕書で、書面実施指導は（ ）書で再掲。

(通常、実地指導としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合（又は書面）実施指導に切り替えた場合あり。)

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
15	自立訓練（生活訓練）事業所	23		[4] - 4	- - -	-
16	就労移行支援事業所	30		[9] (2) 11	[1] (1) 2	2
17	就労継続支援（A型）事業所	54		[10] (5) 17	[6] (3) 11	13
18	就労継続支援（B型）事業所	239		[63] (13) 80	[18] (2) 23	62
19	就労定着支援事業所	6		[4] - 4	- - -	-
20	地域移行支援事業所	43		[12] (4) 16	[1] - 1	1
21	地域定着支援事業所	42		[12] (4) 16	[1] - 1	1
合 計		1,273		[355] (45) 412	[66] (7) 79	142

各欄上段に、集合実施指導は〔 〕書で、書面実施指導は（ ）書で再掲。

（通常、実地指導としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合（又は書面）実施指導に切り替えた場合あり。）

(2) 指定障害児通所支援事業者

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	児童発達支援事業所	118	/	[38] (1) 40	[5] - 5	7
2	福祉型 児童発達支援センター	20	/	[5] - 5	- - -	
3	医療型 児童発達支援センター	0	/	- - -	- - -	
4	放課後等デイサービス事業所	196	/	[61] (2) 65	[13] - 14	19
5	居宅訪問型児童発達支援事業所	4	/	[2] - 2	- - -	
6	保育所等訪問支援事業所	47	/	[15] - 15	[3] - 3	3
合 計		385	/	[121] [3] 127	[21] - 22	29

各欄上段に、集合実施指導は〔 〕書で、書面実施指導は（ ）書で再掲。

(通常、実地指導としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合(又は書面)実施指導に切り替えた場合あり。)

(3) 指定障害児入所施設等

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	福祉型障害児入所施設	8	/	[2] (1) 3	- - -	-
2	医療型障害児入所施設	2	/	- - -	- - -	-
合 計		10	/	[2] (1) 3	- - -	-

各欄上段に、集合実施指導は〔 〕書で、書面実施指導は（ ）書で再掲。

(通常、実地指導としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合(又は書面)実施指導に切り替えた場合あり。)

※ 文書指摘内容詳細は、別表3

事業者等に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	障害福祉 サービス事 業者等	障害児通所 支援事業者	障害児入所 施設等	備 考
第1 基本方針	5	5	-	-	
第2 人員に関する基準	8	7	1	-	・ 従業者の員数 ・ サービス提供責任者 等
第3 設備に関する基準	1	1	-	-	
第4 運営に関する基準	116	96	20	-	・ 内容及び手続の説明及 び同意 ・ 契約支給量の報告等 ・ サービス提供困難時の 対応 ・ 工賃の支払・賃金 ・ 非常災害対策 等
第5 多機能型（一体型） に関する特例	0	-	-	-	
第6 変更の届出等	6	6	-	-	・ 変更の届出等
第7 介護(訓練等)給付費 の算定及び取扱い	34	26	8	-	・ サービス費 ・ 各種加算 等
第8 その他	1	1	-	-	・ 経営改善
合 計	171	142	29	0	